

湧別地区義務教育学校開設準備委員会規約

(目的)

第1条 本会は、湧別地区義務教育学校の開設に関する事項の協議並びに必要となる事業等の推進を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、湧別地区義務教育学校開設準備委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 委員会は、次のいずれかに該当する者をもって組織する。

- (1) 湧別小学校・湧別中学校PTA会員
- (2) 湧別小学校・湧別中学校学校運営協議会委員
- (3) 湧別小学校校区内及び湧別中学校校区内の自治会関係者
- (4) 湧別小学校及び湧別中学校の同窓会会員
- (5) 開設校の運営に資する学校教育関係者
- (6) 本会の趣旨に賛同する者

(所管事項)

第4条 委員会は、第1条の目的遂行のため次の事項を担うものとする。

- (1) 開設校の校名、校章及び校歌の選定に関する事
- (2) 開設校の開設に伴う記念事業等の企画及び運営に関する事
- (3) その他開設のために必要と認められる事

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

(役員の仕事)

第6条 役員は、次の仕事を担うものとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、湧別町教育委員会において処理する。

(役員を選出)

第8条 委員会の役員は、次により選出するものとする。

- (1) 委員長及び副委員長は、総会において選出する。
- 2 役員の仕事は、委員会の解散をもって終了するものとする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会 委員会の最高議決機関であり、委員長が必要に応じて招集する。
- (2) 役員会 委員長、副委員長（部会長）で構成し、委員長が必要に応じて招集す

る。

2 委員長は、必要に応じて部会を設置し、委員会で協議すべき事項等を部会において協議及び会務を処理させることができる。部会長は、副委員長をもって当てるものとする。

3 役員会及び部会には、必要に応じて顧問その他関係者の出席を求めることができる。

(会計)

第 10 条 委員会の運営に必要な会計は、湧別町その他団体等からの助成金、その他の収入をもって賄うものとする。

(その他)

第 11 条 委員会の運営に関し、この規約に定めのない事項については、委員長が総会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 3 年 7 月 1 5 日から施行する。